

第5回男女平等推進市民会議 会議要録

日 時：平成22年11月1日（月）18:30～20:30

会 場：庁議室

参加者：山下会長・野田委員・守屋委員・梶原委員・斎藤委員・吉村委員・渡邊委員・鹿島委員

傍聴者：1名

事務局：市民部長・生活文化課長・男女共同参画係長・男女共同参画係員

○議題

- (1) 第4回市民会議 会議要録（案）について
- (2) 次期東久留米市男女平等推進プランについて
- (3) 男女平等推進プランの進捗状況評価（平成21年度分）について
- (4) その他

議題（1）第4回市民会議 会議要録（案）について

～特に意見なし～

議題（2）次期東久留米市男女平等推進プランについて

会 長：事務局より説明を願う。

事務局：前回の会議にて次期プランへ移行しない事業については「削除」という表現を使い、誤解を与えてしまった。事業自体が削除されるわけではなく、他の事業に含むことであり、「継続」、「統合」とし、事業内容の修正をしている。次期プランについては、「市民への啓発材料として分かりやすいプランにする」、「市役所内部における主管課の男女共同参画意識を向上させるためのマニュアル的な役割を果たすこと」、「事業の進捗状況が分かりやすく、また、評価することによって事業促進が図られるものとする」、「事業の推進が可能と考えられる当市の実情に即した事業案とする」ことを方針としている。

事業策定の際の指標については、「1 実効性のあるもの」、「2 法令順守と国際基準の取り組み」、「3 市民NGO・NPOと協働した男女共同参画を踏まえた地域の活性化」、「4 男女平等推進センターの活用」としている。

評価については、次期プランの進捗状況評価に向けての検討事項である。

重点施策については、「①人権尊重と男女平等の意識づくりのための事業」、「②男女が共にいきいきと働くための環境整備」、「③低い庁内の女性管理職比率」である。この3つを重点施策とした時に、「1 男女平等推進センターの認知度」、「2 市内

事業所等と一体となった計画の推進」、「3 市役所内部での女性参画の推進」の数値設定可能な項目を記載している。実施区分について説明する。現行プランでは、「継続」、「拡充」、「新規」、「要請」の4つの区分があったが、次期プランでは「継続」、「拡充」、「新規」、の3つの区分に整理する。

本日は次期プランの検討をしていただき、11月下旬に大まかな次期プランの素案を提示したいと考えている。12月にパブリックコメントを実施し、1月の市民会議にてパブリックコメントの意見を反映した次期プラン案を検討し、1月にはプラン策定をしたいと考えている。また、2月にフォーラムを開催する予定である。

会 長：「削除」と記載されていた事業は今後どうなるのか。

事務局：事業自体はもともと他課で行われている事業であるが、その事業が男女平等推進プランに組み込まれていたものである。

会 長：生活文化課独自の事業ではないということなのか。

事務局：そうである。

委 員：「中間のまとめ」の中で、管理職に女性が少ない原因として、職場環境の問題について述べられているが、職場環境の問題ではなく、管理職層の女性に対する意識が問題であり、そのことについて触れられていない印象を受ける。労働条件については、出産休暇等は現在取得しやすい環境であるので、問題は管理職意識であり、それについて言及していない。

事務局：それについては「Ⅱ．現行プランの進捗状況評価からみた次期プランのあり方について」の中で、対策として「女性職員の登用にあたっては、全庁的な意識改革と体制の整備、そのための管理職の意識改革が必要となる」と触れている。

会 長：対策として環境整備と意識改革が述べられている。まずは数値目標から決めていく。

男女平等推進センターの認知度については、内容を知っている人は2.6%しかないが、少しでも知っている人が32.1%いる。企画調整課が行っているアンケート調査にて毎年意識調査ができるということである。

委 員：男女平等推進センターの認知度を数値目標にする理由は、男女共同参画施策を東久留米市内でも行っているということを知らせていくことを重点としたいという意味なのか。

会 長：男女平等推進センターが活用されていないとの意見があったので、センターが活用されるように、市民の方に知っていただくということである。

委 員：センターはスペースが小さく定員が24名である。広報には良く事業が記載されているが、認知度が低い原因が分からない。

委 員：市の施設は全体的に低い。ときめきは何部発刊しているのか。

事務局：4000部である。

委 員：このような冊子を全戸配布する必要があるのではないか。

委員：6ヵ年計画で、今このような結果なので、言葉だけでも知ってもらうことを目標としてはどうか。

委員：私としては2.6%でも高いと感じている。

会長：生活文化課が独自に調査したアンケートは誰を対象に行ったものなのか。

事務局：満20歳以上の市民を対象に無作為抽出したが、回収率が低かった。

委員：数値の内容を議論する必要がある。

委員：数値目標の中に認知度を入れること自体に疑問を感じる。認知度を高めることは必要であるが、数値を設定する必要はあるのか。

委員：センターの認知度ではなく、男女平等推進の数値目標が必要ということであるのか。

委員：そうである。

会長：男女の平等観について数値目標を設定した方が良いのか。このアンケートはどのくらいの頻度で行っているのか。

事務局：平成6年以来2回目である。

事務局：市政アンケートで担当が男女共同参画に関する質問を入れることは可能である。

委員：市民会議の中では、男女共同参画に特化した意識調査を毎年実施するよう提案していくことが必要なのではないか。

委員：毎年男女共同参画に特化したアンケートを行わないと、データにならない。予算の件については内部で調整していただき、市民会議ではアンケートを実施するよう提案してはどうか。

会長：アンケートでは、10%前後が男女平等と答えている。目標数値の内容は、男女の平等について質問項目とし、6年後に何%に設定するか。

委員：50%を超えるのが良いのではないか。

会長：では、目標として50%とすることでよいか。
賛同事業所の数値目標についてはどのように設定するか。

委員：今の取り組みを事務局から説明してはどうか。

事務局：各自治体の取り組みで企業を表彰しているところもあるが、当市では「賛同事業所」についての定義もこれから決めていかなければならない。どのような位置付けが必要なのか。

委員：その定義が必要である

委員：その賛同する内容を「ワーク・ライフ・バランス」にするのか、子育てにするのかも必要である。

委員：行政側が企業に対し、指導することは難しい。表彰等の形で男女共同参画施策を広めていくことを目標とし、その数値を設定したいと考えている。

会長：メリットがないと難しいのではないか。

委員：パーセンテージではなく、件数で目標を設定してはどうか。

会 長：優良店マークのようなものを対象企業につけることはできないか。

委 員：認定制度等を作らないと難しいのではないか。

事務局：これから始めるので、その内容を次期プランに項目立てていくことも考えられる。

会 長：市内事業所と一体となった男女共同参画の促進をしていくことは、柱となる事業である。その方針を示さなければならないし、数値目標というのは必要である。

委 員：認定制度を何件にしてはどうか。

委 員：市内ではなく、市外の事業所も必要ではないか。管財課対象の調達企業も対象としてほしい。

委 員：フォーラムの時に表彰できれば良いのではないか。

委 員：大企業についてもアプローチしてほしい。数値目標自体をこの 2 時間で決めるのは難しいのではないか。6 年間で制度の内容をじっくり決めていくことも必要なのではないか。

会 長：今年度は、賛同事業所の内容自体をどうするのかを決めてはどうか。

事務局：それを示したのが、資料 4 の別紙の行程表である。市内事業所に関わっていくことから始まるので、賛同事業所自体の内容を決めていかなければならない。

会 長：この表によると 25 年度以降本格的に募集していくことなのか。

事務局：まず内容を決めていかなければならないと考えている。

委 員：市内事業所というよりも東久留米市と関わりを持つ事業所としてほしい。

委 員：平成 23 年度以降その内容を検討していく。

委 員：内容自体が決まっていないので、そこから始める必要がある。

委 員：管財課対象の企業が入っていないことが十分でないと思う。

委 員：入札で関わっている企業も対象とするということなのか。

委 員：内閣府でもそのような方針を出そうとしている。

会 長：企業の入札で、男女共同参画度のようなものを入れれば良い。

委 員：入札基準というよりも、市で施策の協力をお願いすることはできるが、入札条件にするのは難しい。

会 長：予め条例で決めている市はある。市の調達の時に男女共同参画についての調査票を提出させ、それを選定の参考にしている例はある。

委 員：あるデータであると 40%以上の自治体が導入しているとある。他自治体を調査してほしい。

会 長：目標値を決めず、先ほどのスケジュールでいく。「市役所内部での女性参画の促進」については、目標値を決めても良いのではないか。管理職については、課長級以上と考えているのか。

事務局：そうである。

会 長：28 年度に可能な数字はどれくらいなのか。

事務局：係長を含めると 30%以上と考えられるが。

委員：目標を設定しても、現在の管理職が辞めない限り、課長になれる人は増えないのではないか。

委員：6年後には管理職を30%、また、係長職については50%に設定するとか、柔軟に考えてはどうか。係長職については男女半々になるようにし、管理職は30%を努力目標にしてはどうか。

委員：女性管理職を30%と決めたととしても、内閣府と同じ目標値なので問題はない。

会長：課長以上にならないと意思決定の会議に出られないので、国は30%を目標としている。それを下回る目標では意味がないと感じる。

委員：実現は難しいとは思いますが、努力目標で設定することは必要ではないか。

会長：委員からの提案で、管理職30%、係長職を50%とする目標を6年後に設定することについて意見を伺いたい。

委員：管理職15%、係長級が40%とすることが現実的ではないか。

委員：期待を込めての設定した数字である。

委員：管理職はあと1.5人増やせば、10%になる。30%が必要である。

委員：中間のまとめにある「能力のある女性が昇格を断る」という状態がなぜ起きるのかが知りたい。

会長：国の方針では10年で30%であるので、6年ということを考え、管理職比率を25%、係長職を40%としてはどうか。

会長：「●国際理解教育の推進」とはどのような意味なのか。

事務局：次期プランを移行する際に悩んだ。内容としては日本を母国語としない方に学校教育の中で活動をしてもらうというものであった。

会長：それでは内容は男女平等に関わらない。もし、国際的な男女平等教育の推進であれば必要と考える。法令の周知を推進していくとのことであったが、「法令等の周知」とあるが、講演会等は必要ないのか。周知の方法であるとは思うが。

事務局：啓発方法について細かい事業分けはしていない。

会長：「関係法令の周知」と「条約等の周知・国際文書の周知」という項目があっても良いのではないか。また、他にセンターの充実強化の中に具体的にあげておく事業はないか。

委員：「男女共同参画に関する情報収集及び提供」とあるが、「提供」という表現は来た人に対して情報を与えるという意味と感ずるので、センターが自ら広めるという表現がふさわしいのではないか。

会長：事業案について事務局から説明してほしい。

事務局：「1 男女共同参画社会についての幅広い理解の促進」については、大きく3つに事業だてした。「2 若年層に対する男女平等教育の促進」については、細かく事業

立てたものを、大枠の事業にまとめた。

「3 男女の地位の平等観についての課題の啓発」については、家庭と地域を幅広くとらえた事業の推進としている。関係法令等の周知については、「関係法」と「条例」の周知に分けたいと考えている。「配偶者暴力対策基本計画」に則った事業の実施については、「配偶者暴力対策基本計画」の事業を入れている。「6 女性の人権を守る相談体制の充実」については、子育て支援課・子ども家庭支援センターと連携をしているところを中心にまとめている。「7 生涯を通じた女性の健康支援」については、大きく4つの事業に分けている。

会長：ここまでで意見があればお伺いしたい。「4 関係法令・条約の周知」についてであるが、「条約」というのは国際法の中の1つで法的拘束力があるものであるが、それだけではなく「条約等・国際文書の周知」という事業名にしたほうがよい。

事務局：「8 男女が共に自立した生活を送るための支援」についてはその対象者を、高齢者、障害者、生活困窮者等とし、事業を記載している。

「9 女性の再チャレンジ支援」については、女性の再就職について限定しているので「女性の再就職支援のための講座の実施」、「女性の起業に関する情報提供及び支援」「コミュニティ情報提供システムの活用」としている

「10 若年層に対する将来のライフコースを見据えた教育の充実」については、職業体験、啓発講座の実施という事業にしている。

「11 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進のための啓発」については、労働環境の話が出ているので、生活文化課と産業振興課の事業を掲載している。

「12 男性の子育て、介護への参加のための意識の啓発と支援」については、事業名は現行プランのとおりであるが、それぞれの課で行っている事業をここにまとめた。

「13 仕事と子育ての両立のための保育サービスの充実」については大きくまとめた。「次世代育成支援行動計画」というものがあり、これについても評価ができるようにしていきたい。

「14 仕事と介護の両立のためのサービスの充実」については、介護保険の見直しは3年ごとにあり、国の施策で事業が変わってしまうので、大きな事業として考えた5つの事業を入れた。

会長：意見があれば伺いたい。なければ次にすすんでほしい。

事務局：「【市内事業所等と一体になった計画の推進】」とあるが、これは今回初めて事業として入っているものであり、資料4の別紙に説明したとおり、大きな枠として15～19の施策を6年間で推進していこうと考えている。事業立てとしては大きなものになるが、6年間で推進していく。

「【多様で柔軟な考えを持った組織づくり】」については、「審議会委員等委員の男女比率の均等化」と「地域活動団体における役員等の男女比率の均等化」の2つを挙げ

ている。地域活動団体で消防についての事業が現行プランにあったが、避難所の運営の中に市役所女性職員が運営に協力する初期活動班というものがあるが、女性職員を入れることで、女性の視点を入れたいと考えているので、消防から防災という文言に変えた。地域リーダー、自治会や他の団体についてもこちらの事業に入れた。

委員：避難所の運営について聞きたいが、避難所に女性職員は何人配置されるのか。

事務局：避難所に配置される職員 6 人中 1~3 人であるが、女性が避難所にいないこともある。

委員：いないところについてはどうするのか。

事務局：女性職員の比率ではなく、女性職員を避難所に必ず入れるという方針にするということも考えられる。

委員：その方が良いのではないか。

会長：事業所の施策について委員はどのようにお考えか。

委員：公共事業調達時の事業所への働きかけに管財課は入るのか。

事務局：管財課と生活文化課を併記する。

会長：残りの事業について説明願いたい。

事務局：「【市役所内部での女性参画の推進】」については市役所職員の意識に関する施策がある。「意識啓発」や「管理職研修」などの、「23 仕事と生活の調和のための環境整備」については、職場環境の整備や男女の配置均等化について事業立てしている。「24 非正規雇用者の待遇改善」については非正規雇用者の労働条件の向上と、研修の充実を挙げている。

「25 女性管理職登用促進のための環境整備」について、管理職に女性を登用するため意識啓発をしていこうと考えている。

「【計画推進体制の強化】」についてであるが、「26 庁内推進会議の充実」については、生活文化課の総合調整力と、男女共同参画協議会の充実を図っていききたい。

「27 プランの推進のための数値目標の設定」については数値目標を設定することで実効性のあるプランとしていききたい。

「28 プランの監視体制の充実」については、いまの評価方法を見直し、より実効性のある評価をしていききたい。

「29 男女平等推進センターの充実・強化」については、連携を図ること、ネットワークづくり等の施策を入れている。

「30 市民参加による推進体制の充実」については、市民会議についての事業を入れている。

「31 国、都、他の自治体との連携強化」については、関係機関と連携をしていききたい。

「32 男女共同参画条例制定の検討」を最後に事業として入れている。

委員：25 についてであるが、「女性職員への意識啓発をする」とあるが、女性の意識で

はなく、登用する側の中間管理職への意識啓発がないので、この施策は効果的ではないと考える。

事務局：「81 女性管理職の能力活用に関する管理職研修の実施」に記載している。

委員：しかし、「89 女性職員の管理監督職への登用促進」の中に入っていないので、事業としては片手落ちなのではないか。

委員：そうである。男性職員への意識啓発が必要である。

事務局：基本的に昇進は試験制度である。

委員：「89 女性職員の管理監督職への登用促進」において、女性職員の意識についてのみ述べていることを指摘している。

事務局：自ら管理職になることについて手を挙げるというのではなく、試験を受ける意識について働きかけることが必要である。

委員：男性のみに無意識に試験を受けるように自然と声かけしている傾向があるのではないか。

委員：89にも男性の意識啓発が必要なのではないかと指摘している。

委員：89に文言を付け加えてはどうか。

会長：双方の意識啓発を入れた方が相乗効果につながるのではないか。また、施策内の障害者施策や高齢者施策について、男女共同参画事業としてふさわしいのかが疑問に思った。それが分かるような文言を入れた方が良いのではないか。

委員：男女が共にいきいきと自立した生活を送るための支援という中での施策なので問題はないと思う。

会長：委員はどう思うか。

委員：可能であれば入れた方が良いと思うが。

会長：すこし工夫してほしい。

委員：主な内容に「男女の差別なく」等の文言を入れた方が良いのではないか。

議題（3）男女平等推進プランの進捗状況評価（平成21年度分）について

事務局：平成21年度進捗状況評価については主要課題評価の概要を作成したいので、メールにて各委員の意見をいただきたい。

議題（4）その他

- ・次回会議は11月29日（月）18:30～に決まる